

令和8年3月6日

堺市自治連合協議会  
校区代表者様

堺市 市長公室 政策企画部長

令和8年度 経済センサス-活動調査の実施について（報告）

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市統計調査業務にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、統計法に基づく基幹統計調査として、令和8年度は、経済センサス-活動調査を別添のとおり実施しますので、ご報告いたします。

（問合せ先）堺市 市長公室 政策企画部 調査統計課（担当：中村）  
〒590-0015 堺市堺区南田出井町1丁1番1号2階  
TEL (072) 228-7450（直通）  
FAX (072) 222-9694

# 令和 8 年経済センサス-活動調査の概要

## 1 調査の目的

我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の状態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、各種の統計調査を行う際の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的とし、5年ごとに実施しています。

## 2 主管官庁

総務省・経済産業省

## 3 調査の種類

甲調査：国・地方公共団体の事業所以外の事業所を対象とする調査

乙調査：国・地方公共団体の事業所を対象とする調査

※ 乙調査は、官公庁間でのメール等による調査のため、以下、甲調査についてご説明します。

## 4 調査日程（調査期日：令和 8 年 6 月 1 日）

4月1日～                  ：国がインターネット回答用の調査書類を郵送

5月中旬～下旬          ：インターネット回答がなかった事業所への調査書類の配布期間

6月1日～                  ：調査票の回答期間

## 5 調査の対象（市内約 33,000 事業所）

市内すべての事業所（人が収入を得て働いている場所）が対象となります。ただし、個人の農林漁家、国・地方公共団体の事業所など一部を除きます。

## 6 調査の方法

### 【調査員調査】

4月に国からインターネット回答用の調査書類を郵送後、インターネット回答がなかった事業所に対し、調査員が訪問し、調査の説明及び依頼の上、調査書類を配布します。事業所は、インターネット、郵送、調査員への提出のいずれかの方法で回答します。

### 【直轄調査】

支社のある企業、資本金 1 億円以上の単独事業所等には、国が、本社等に傘下の事業所分を含めた調査票を一括して郵送します。

## 7 調査項目

### • 産業共通の基本的事項

事業所の名称、所在地、経営組織、従業者数、主な事業の内容、売上高・費用等の経理的事項 等

- 産業別の特性事項

例) 製造業：製造品出荷額、在庫額 等

サービス業：サービス収入の内訳 等

## 8 秘密の保護

調査員は、大阪府知事任命の非常勤特別職の地方公務員です。守秘義務がありますので、調査で知った内容等を漏らすことは、固く禁じられています。また、調査内容を統計以外の目的（税金の徴収など）には使用いたしません。